

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月21日
【会社名】	株式会社地域新聞社
【英訳名】	CHIIKISHINBUNSHA Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細谷 佳津年
【本店の所在の場所】	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
【電話番号】	047-485-1107
【事務連絡者氏名】	財務経理統括部統括部長 江澤 務
【最寄りの連絡場所】	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
【電話番号】	047-485-1107
【事務連絡者氏名】	財務経理統括部統括部長 江澤 務
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	（株式） その他の者に対する割当 264,999,600円 （第11回新株予約権） その他の者に対する割当 2,705,584円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 324,988,384円 （注）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年4月14日付をもって提出いたしました有価証券届出書の記載事項について、記載事項の一部を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）

(2) 新株予約権の内容等

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）】

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に初回の修正がなされ、以後2週間毎の月曜日に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づき修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（同日に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）がない場合には、その直前の終値のある取引日）における終値の90%に相当する金額（1円未満を切上げる。）に修正される。ただし、本項による算出の結果得られた金額が下限行使価額（本欄第3項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>2 行使価額の修正頻度：行使価額は、2週間に一度の頻度で修正される。</p> <p>3 行使価額の下限：「下限行使価額」は、金227円ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。</p> <p>4 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる普通株式の総数は994,700株（2026年2月28日現在の総議決権数75,361個に対する割合は13.20%）、交付株式数は100株で確定している（ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。</p> <p>5 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第3項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：225,796,900円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p>6 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照）。</p> <p>7 当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権割当契約を締結する予定である。</p> <p>(1) 制限超過行使の禁止</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせない。</p> <p>割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。</p> <p>(2) 当社による行使停止</p> <p>当社は、割当予定先に本新株予約権契約所定の手続に従い事前に通知を行うことにより、1年間に1回に限り、かつ連続する120日間を限度に、割当予定先による本新株予約権の行使を停止することができ、また、行使停止の効力の発生後に、当社は、割当予定先に本新株予約権割当契約所定の手続に従い通知を行うことにより、いつでも割当予定先による本新株予約権の行使の再開を許可することができる。</p>
--------------------------	---

(後略)

(訂正後)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に初回の修正がなされ、以後2週間毎の月曜日に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づき修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（同日に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）がない場合には、その直前の終値のある取引日）における終値の90%に相当する金額（1円未満を切上げる。）に修正される。ただし、本項による算出の結果得られた金額が下限行使価額（本欄第3項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。 2 行使価額の修正頻度：行使価額は、2週間に一度の頻度で修正される。 3 行使価額の下限：「下限行使価額」は、金227円ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。 4 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる普通株式の総数は994,700株（2026年2月28日現在の総議決権数75,361個に対する割合は13.20%）、交付株式数は100株で確定している（ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。 5 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第3項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：228,502,484円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。） 6 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照）。 7 当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権割当契約を締結する予定である。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 制限超過行使の禁止 <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせない。</p> <p>割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。</p> (2) 当社による行使停止 <p>当社は、割当予定先に本新株予約権契約所定の手続に従い事前に通知を行うことにより、1年間に1回に限り、かつ連続する120日間を限度に、割当予定先による本新株予約権の行使を停止することができ、また、行使停止の効力の発生後に、当社は、割当予定先に本新株予約権割当契約所定の手続に従い通知を行うことにより、いつでも割当予定先による本新株予約権の行使の再開を許可することができる。</p>
---------------------------------	--

(後略)